

2023年度実施
明石市(任期付短時間勤務職員)
採用試験案内

2024年4月採用

【子育てアドバイザー】


【消費生活相談員】

【母子・父子自立支援員】



明石市では、SDGsの「持続可能」「誰一人取り残さない」「パートナーシップ」の考えのもと、SDGs未来安心都市・明石の実現に向けて、市民に寄り添った各種施策を推進しているところです。

引き続き、様々な専門分野において、市民一人ひとりに寄り添った総合的支援を推進するため、あらゆる世代の中から、熱意と知識、行動力を兼ね備えた専門職を広く募集します。

試験日	2024年2月3日(土) ※予備日2月2日(金)	パソコンやスマホから申込みできます！ 
試験会場	明石市役所	
受付期間	2023年12月13日(水)～2024年1月18日(木)	

1 募集内容

職 種	採用予定 人数	職務内容	受験資格
①子育てアドバイザー	1名	<ul style="list-style-type: none"> あかし子育て支援センターの管理運営業務 子育て相談(電話・窓口)対応 子育て支援講座や子育て学習室事業の企画運営業務 など 	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1959年(昭和34年)4月2日以降に生まれた方 学校教育法による高等学校を卒業した方(学校教育法により「高等学校卒」と同等と認められるものを含む) パソコンの基本操作ができる方 <p>(職種別必要資格)</p> <p>①子育てアドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教諭、保育士、保健師のいずれかの資格(免許)を有し、資格に関する1年以上の実務経験を有する方 <p>②消費生活相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方 <p>③母子・父子自立支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の1)~3)のいずれかに該当する方 1)社会福祉士の資格を有する方 2)精神保健福祉士の資格を有する方 3)職務内容(福祉、保護に関する機関等も含む)に関する3年以上の実務経験を有する方
②消費生活相談員	1名	<ul style="list-style-type: none"> 消費者からの事業者に対する苦情の相談に応じ、処理のためのあっせんを行うこと など 	
③母子・父子自立支援員	1名	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等の各種相談及び自立に向けた支援業務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付業務 など 	

※ 上記職務内容に加え、担当する職務に関連する事務処理業務に従事します。

※ 人事異動等により、採用された職種以外の職種や、他の分野への配置となる場合があります。

※ 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

2 任用期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで(最長5年)の任用期間とします。

ただし、1年ごとの勤務成績によって任用を更新します。

また、任期最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、任期中に65歳に達する者にあつては、65歳到達後、最初に迎える3月末までを任用期限とします。

採用後6月間は、地方公務員法第22条等の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取り扱いとなります。

3 試験合格から採用まで

合格基準を満たした者を、採用候補者名簿(有効期限2025年3月31日まで)に成績上位順で登載し、上位の者から順次、採用します。

2024年4月1日採用予定者には、2024年3月4日(月)に健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、4月1日に採用します。

欠員が生じた場合(採用予定者の辞退や職員の退職等)には、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

4 試験内容等

試験日	内容	場所
2月3日(土) 予備日: 2月2日(金)	・筆記試験 [言語、計算、読図、読解等] ・個別面接	明石市役所

※ 試験日は2月3日(土)を予定していますが、申込者が多数の場合は、2月2日(金)となる場合があります。試験日の選択はできません。集合時刻・場所は1月30日(火)17時までに市ホームページにてお知らせします。

5 試験結果発表

発表時期	発表方法
2月下旬	合格者の受験番号を市ホームページに掲載するとともに、メール等でお知らせします。

6 勤務条件、給与等

◆勤務時間等

①子育てアドバイザー

勤務時間	・1日7時間45分×週4日(週31時間勤務) ・8:45~17:30(うち休憩1時間)
週休日等	シフト制勤務の4週12休、年末年始(土・日曜日、祝日の勤務あり)

②消費生活相談員

勤務時間	・1日7時間45分×週4日(週31時間勤務) ・8:55~17:40(うち休憩1時間)
週休日等	原則、日・月曜日及び指定する1日、祝日、年末年始

③母子・父子自立支援員

勤務時間	・1日7時間45分×週4日(週31時間勤務) ・8:55~17:40(うち休憩1時間)
週休日等	原則、土・日曜日及び指定する1日、祝日、年末年始

◆休暇

休暇	年次有給休暇20日(採用日により異なります)、夏季休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、子の看護休暇、短期介護休暇等
----	---

◆給与

職種	給料月額(地域手当を含む)	年収(年2回の賞与含む)
①子育てアドバイザー	156,286円	約257万円
②消費生活相談員	179,343円	約295万円
③母子・父子自立支援員	184,183円	約303万円

※ 上記年収は、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は在職期間に応じて支給されるため、新規採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。

※ 上記金額は2024年4月1日時点の見込みであり、給与改定により変更されることがあります。

※ 上記の他、時間外・休日勤務手当及び通勤手当等を、条例等に基づき支給します。

※ 1年ごとの任期更新時(毎年4月1日)に昇給します(上限あり)。

◆健康保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

7 申込手続

申込方法	<p>パソコン又はスマートフォンなどで、市ホームページ又は下記の二次元バーコードよりお申込みください。</p> <p>★申込みはWebのみとなります。<u>持参、郵送での受付は行いません。</u></p> <p>★申込み時には、別紙「採用試験の流れ」を必ず確認してください。</p> <div data-bbox="1117 448 1372 728" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>申込みは Web で</p></div> <p>【明石市ホームページ掲載場所】</p> <p>市政情報>採用情報>任期付短時間勤務職員>任期付短時間勤務職員（子育てアドバイザー、消費生活相談員、母子・父子自立支援員）【2024年4月採用】</p> <div data-bbox="375 828 1340 1433"></div>
	受付期間
問合せ先	<p>〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室（職員担当） 電話：078-918-5006 Mail：jinji@city.akashi.lg.jp Fax：078-918-5145 HP：https://www.city.akashi.lg.jp</p>